

商工農水部

| | |
|----------------------|-----------|
| 商工業の概要 | VIII - 1 |
| 融資制度 | VIII - 5 |
| 四日市市企業立地促進条例 | VIII - 6 |
| 四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱 | VIII - 8 |
| 勤労福祉・雇用対策 | VIII - 9 |
| 観光振興対策 | VIII - 10 |
| (公財)三重北勢地域地場産業振興センター | VIII - 12 |
| 競輪事業 | VIII - 14 |
| 農林水産業の概要 | VIII - 16 |
| 農業センター | VIII - 22 |
| 茶業振興センター | VIII - 23 |
| ふれあい牧場 | VIII - 24 |
| 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場 | VIII - 25 |
| 三泗鈴亀農業共済事務組合 | VIII - 26 |

商工業の概要

● 商工業のあらまし

本市は、商工業によって栄えてきた都市であり、特に中心市街地は、戦災復興や西浦土地区画整理事業等によって都市基盤が整理されるとともに、魅力的な商業空間の形成に向けた拠点施設の整備が進められ、公共公益施設・業務施設等も立地した県下最大の商業集積地域となっている。

しかしながら、近年の消費者ニーズの多様化、周辺都市の商業環境の整備、規制緩和による大型店の郊外への出店等により、中心市街地へ人を呼び込む吸引力が低下しつつあるため、中心市街地の付加価値を高め、賑わい創出と活気を取り戻すことが必要である。

そのため、平成 27 年度は、市民窓口サービスセンターとふれあいモールに、中心市街地の活性化やシティプロモーションの一環として、市政・観光・防災・地域情報等の総合的な情報発信を行うデジタルサイネージ（電子看板）を設置したほか、中心市街地活性化に向けた具体的な推進方策を検討するため、四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議を行った。また、市内 11 カ所ある定期市の中の「三滝川慈善橋市場」については、河川改修により存続問題もあったが、段差の解消や通路の拡幅を行い、高齢者や障害者にとってゆっくり買い物ができるよう環境整備され、リニューアルオープンすることができた。

併せて、国の平成 26 年度補正予算（緊急経済対策）である「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金制度」を活用し、市内店舗における消費喚起による地域経済の活性化を目的にプレミアム付商品券事業を実施した。

また、本市への集客促進の一環として、平成 23 年を「四日市の観光元年」と位置づけ、観光大使や市マスコットキャラクター「こにゅうどうくん」などを活用し、より効果的に本市の魅力や観光情報を市内外に発信することに取り組んでいる。

一方、本市の工業については、古くより地域の資源を生かした四日市萬古焼、植物油、魚網、手延素麺といった地場産業が盛んに営まれてきたが、大正初期から昭和初期にかけては、四日市港を物流拠点として綿糸・紡績などの繊維工業が発展。また戦時を経て昭和 30 年代に入ると、旧海軍燃料廠が石油化学工業基地として活用され、石油精製工場や関連化学工場等が相次いで進出した結果、わが国有数の石油化学コンビナートが形成され、高度経済成長期と相まって本市産業の基盤を築くに至った。近年は、市内陸部への加工組立型産業やハイテク産業、バイオ産業などの立地が進む一方、既存のコンビナートにおいても、従来の基礎素材型製品の製造から機能化学品などの高付加価値型製品の製造へとその転換が図られるなど、産業構造の多様化が進みつつある。こうした状況に即応した支援策として、平成 12 年度より「企業立地奨励金制度」をスタートさせ、平成 15 年度からは、「民間研究所立地奨励金制度」を設け、本市における産業の高度化及び新規事業分野の展開を支援してきた。これらの支援制度により、これまで製造業を中心に誘致活動や既存事業所の拡充支援を重点に行ってきた。

平成 27 年度から、「企業立地奨励金制度」では、航空・宇宙産業や次世代自動車、次世代半導体などの今後成長が見込まれる産業にかかる事業や、高シェアを誇る製品を生産する事業等を奨励制度の「重点分野」として指定し、奨励金を拡充交付することで、競争力の高い企業の誘致・創出と産業の多様化を図っている。さらに、「民間研究所立地奨励金制度」では、特に、マザー機能の集積に繋がる投資を拡充支援し、知的集約型産業構造への転換を促している。

● 商工業振興対策

1. 商業振興事業

- ・まちづくりの担い手である商業関係者が主体となり中心市街地に賑わいを取り戻すため、消費者や生活者の視点に立って活性化に向け策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、各種事業に取り組みながら、中心市街地の活性化を推し進める。
- ・商店街に必要な業種の誘致及び顧客利便施設の整備を進めるための空き店舗等活用支援事業や、商店街等団体がにぎわいの創出を図る目的で実施するイベントへの支援により、商店街の活性化を図る。
- ・諏訪公園内の歴史的建造物を整備した「すわ公園交流館」を来街者や居住者の憩いの場、交流の場として諏訪公園と一体的に活用し、中心市街地活性化の拠点施設としての効果的運用を図る。
- ・当該高次商業施設の魅力を更に高め、もって本市の中心市街地の活性化に資するため、「近鉄四日市駅西開発整備事業費補助金」により、高次商業施設（ララスクエア）の開発事業者に対し支援を行う。
- ・市内各所で行われる定期市に対する支援や、郊外住宅団地への出店者に対する空き店舗等活用支援事業により、市内の買い物拠点の維持・再生を図る。
- ・商工会議所や三重北勢地域地場産業振興センター等の団体と連携して、国の認定を受けた創業支援事業計画に基づく創業支援や、本市融資制度を創業者に活用しやすい制度に見直しを行うことにより開業率の向上をめざし、地域商業の活性化、雇用の確保を図る。

2. 工業の振興・活性化事業

- ・既存企業の高付加価値型製品製造や新たな産業分野への進出などを誘発するために、「民間研究所立地奨励金」を、「企業立地促進条例」とともに効果的に活用する。
- ・臨海部工業地帯のさらなる競争力強化に向け、三重県・関係企業との連携を図りながら、操業環境や産業基盤の整備等に関する課題対応への支援、次世代産業の創出、高付加価値型産業への構造転換などを行う。
- ・中小事業者の新規事業展開や経営革新を支援するため、新規産業創出事業補助金制度を活用するとともに、産学連携・企業間連携によるビジネスマッチング、高度部材イノベーションセンターを拠点とした技術面・経営面での課題解決及び人材育成を図る。

3. 中小企業・地場産業振興対策事業

- ・中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいため融資面からの支援を行う。
- ・四日市萬古焼の伝統産業技術の普及啓発、次代を担う人材の育成を図るとともに、萬古まつりなどのイベント開催、ばんこの里会館を拠点とした情報発信など、業界組合を中心とした活性化に向けた取り組みを支援する。
- ・四日市商工会議所が行う商工振興関係事業及び中小企業・小規模事業者への指導に対する支援、各種商工団体等が実施する研修や新たな取り組みへの支援を行う。
- ・北勢地域における地場産業の振興の拠点である「三重北勢地域地場産業振興センター」が実施する、人材育成、情報収集・提供、需要開拓等の諸事業を支援する。

● 卸売・小売業のすう勢

| 年 | 商店数 | 従業者数(人) | 年間商品販売額(百万円) |
|-------|-------|---------|--------------|
| 昭和 57 | 4,943 | 25,284 | 756,880 |
| 60 | 4,736 | 25,273 | 883,656 |
| 63 | 4,747 | 27,893 | 943,387 |
| 平成 3 | 4,922 | 27,871 | 1,222,238 |
| 6 | 4,639 | 30,093 | 1,089,041 |
| 9 | 4,294 | 28,237 | 1,064,227 |
| 11 | 4,360 | 32,934 | 1,144,663 |
| 14 | 3,855 | 29,632 | 986,875 |
| 16 | 3,588 | 27,400 | 993,142 |
| 19 | 3,484 | 27,532 | 1,128,844 |
| 23 | 2,582 | 20,841 | 844,348 |
| 26 | 2,703 | 21,696 | 813,889 |

(平成 23 年度以外：商業統計調査 平成 23 年度：経済センサス活動調査)

● 業種別販売額

(平成 23 年)

| 区 分 | | 商店数 | 従業者数 | 年間商品販売額 |
|-------------|------------------|-------|----------|-------------|
| 卸・小売業計 | | 2,582 | 20,841 人 | 844,348 百万円 |
| 卸 売 業 | 計 | 728 | 6,630 | 519,854 |
| | 各種商品卸売業 | 6 | 110 | 3,586 |
| | 繊維・衣服等卸売業 | 17 | 73 | 2,195 |
| | 飲食料品卸売業 | 156 | 1,820 | 158,968 |
| | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 195 | 1,610 | 142,219 |
| | 機械器具卸売業 | 199 | 2,001 | 138,947 |
| | その他の卸売業 | 155 | 1,016 | 73,939 |
| 小 売 業 | 計 | 1,854 | 14,211 | 324,494 |
| | 各種商品小売業 | 5 | 878 | 20,982 |
| | 織物・衣服・身の回り品小売業 | 263 | 1,405 | 38,518 |
| | 飲食料品小売業 | 578 | 5,348 | 96,533 |
| | 機械器具小売業 | 306 | 1,992 | 64,922 |
| | その他の小売業 | 632 | 4,110 | 88,203 |
| | 無店舗小売業 | 70 | 478 | 15,336 |

(経済センサス活動調査)

※経済センサス活動調査は平成 23 年度が最新版になります。

● 工業のすう勢

| 年次 | 事業所数 | | 従業者数(人) | | 製造品出荷額等(百万円) | |
|----|------|--|---------|--|--------------|--|
| | 総数 | | 総数 | | 総数 | |
| 16 | 701 | | 27,833 | | 1,877,066 | |
| 17 | 773 | | 29,363 | | 2,123,972 | |
| 18 | 705 | | 31,139 | | 2,483,680 | |
| 19 | 709 | | 32,631 | | 2,685,209 | |
| 20 | 728 | | 32,652 | | 2,704,398 | |
| 21 | 657 | | 31,847 | | 2,230,671 | |
| 22 | 633 | | 32,053 | | 2,468,136 | |
| 23 | 695 | | 31,956 | | 2,614,605 | |
| 24 | 622 | | 30,888 | | 2,684,947 | |
| 25 | 600 | | 31,557 | | 3,088,015 | |
| 26 | 586 | | 32,313 | | 3,179,922 | |

※従業者数3人以下の事業所を含まない。

(工業統計調査)

産業別生産状況

(単位:百万円)

| 年次 | 石油・化学 | | 電気機械・電子部品 | | 輸送機械 | | 窯業・土石 | |
|----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) |
| 16 | 982,209 | 52.3 | 390,645 | 20.8 | 178,292 | 9.5 | 32,876 | 1.8 |
| 17 | 1,141,996 | 53.8 | 449,381 | 21.2 | 176,014 | 8.3 | 31,495 | 1.5 |
| 18 | 1,363,375 | 54.9 | 544,685 | 21.9 | 214,896 | 8.7 | 29,246 | 1.2 |
| 19 | 1,511,014 | 56.3 | 588,251 | 21.9 | 181,906 | 6.8 | 34,407 | 1.3 |
| 20 | 1,627,853 | 60.4 | 472,014 | 17.5 | 172,286 | 6.4 | 38,236 | 1.4 |
| 21 | 1,228,091 | 55.1 | 481,210 | 21.6 | 181,764 | 8.1 | 32,022 | 1.4 |
| 22 | 1,277,264 | 51.8 | 660,310 | 26.8 | 194,944 | 7.9 | 28,986 | 1.2 |
| 23 | 1,487,488 | 56.9 | 679,221 | 26.0 | 75,231 | 2.9 | 30,067 | 1.1 |
| 24 | 1,529,456 | 57.0 | 643,269 | 24.0 | 112,140 | 4.2 | 22,729 | 0.8 |
| 25 | 1,719,232 | 55.7 | 904,828 | 29.3 | 81,007 | 2.6 | 19,897 | 0.6 |
| 26 | 1,756,067 | 55.4 | 943,996 | 29.8 | 74,754 | 2.4 | 18,497 | 0.6 |

※従業者数3人以下の事業所を含まない。

(工業統計調査)

● 工業団地の概要

| 工業団地名 | 造成工事期間 | 団地面積 | 立地企業 | 開発事業者 |
|---------|--------------|--------|------|-----------------|
| 四日市機械金属 | S38.8～S38.12 | 14.6ha | 16社 | 四日市機械金属工業団地協同組合 |
| 天カ須賀 | S48.4～S60.3 | 23.4ha | 16社 | 四日市港管理組合 |
| 保々 | S57.3～S58.5 | 31.9ha | 4社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市南部 | S62.6～H元.9 | 31.7ha | 5社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市ハイテク | H2.7～H7.3 | 59.9ha | 4社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| あがた栄 | H3.1～H4.1 | 8.4ha | 11社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市食品加工 | H3.11～H5.4 | 11.7ha | 23社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 南小松 | H5.12～H7.2 | 6.9ha | 7社 | 四日市市・同土地開発公社 |

融資制度

●融資実績

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

| 制 度 名 | 融資実績 (27 年度) | | 融資残高 | |
|-------------------------|--------------|-----------|------|-----------|
| | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 四日市市中小企業振興資金 (一般) | 189 | 1,057,290 | 962 | 2,869,907 |
| 四日市市中小企業振興資金 (東日本大震災対応) | 0 | 0 | 4 | 32,386 |
| 四日市市環境改善設備資金 | 0 | 0 | 6 | 13,658 |
| 四日市市独立開業資金 | 5 | 20,650 | 38 | 98,430 |

●中小企業融資

(平成 28 年 4 月 1 日)

| 制度名 | 四日市市中小企業振興資金 | 四日市市環境改善設備資金 | 四日市市独立開業資金 |
|--------|--|---|----------------|
| 制度実施年月 | 昭和 50 年 1 月 1 日 | 昭和 42 年 12 月 28 日 | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| 資金使途 | 運転資金 設備資金 | 設備資金 移転資金 | 運転資金 設備資金 |
| 貸付限度 | 3,000 万円 | 設備 3,000 万円 移転 5,000 万円 (保証付は 3,000 万円まで) | 1,000 万円 |
| 貸付利率 | 年利 1.5% | 年利 1.2% | 年利 1.3% |
| 貸付期間 | 運転 5 年以内 設備 7 年以内 | 設備 7 年以内 移転 10 年以内 | 運転・設備 10 年以内 |
| 返済方法 | 元金均等月賦返済 | 元金均等月賦返済 | 元金均等月賦返済 |
| 保証料率 | 保証協会所定料率 - 0.6% | 保証協会所定料率 - 0.3% | |
| 連帯保証人 | 法人代表者を除き原則保証人不要 (信用保証協会の保証が必要です) | | |
| 担 保 | 不要 (原則) | 不要 (原則) | 不要 |
| 取扱金融機関 | 三重銀行、百五銀行、第三銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、中京銀行、桑名信用金庫、北伊勢上野信用金庫、商工組合中央金庫、滋賀銀行 | | |

四日市市企業立地促進条例

(平成12年3月29日制定)

1. 条例の目的

この条例は、本市の区域内において事業所の新設または増設を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における既存企業の新規設備投資及び新規産業の創出、臨海部工業用地の有効活用等産業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。

2. 対象となる事業

◇製造業

◇自然科学研究所

◇重点分野にかかる事業

①次世代電池に係る事業

②次世代半導体に係る事業

③環境浄化分野の製品を製造する事業

④バイオテクノロジー・健康医療に係る事業

⑤新原料への転換に対応する事業

⑥航空・宇宙産業に係る事業

⑦次世代自動車に係る事業

⑧次世代ロボットに係る事業

⑨高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業

⑩臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業

◇ものづくりを支えるソフト事業（中小企業者等に限る）

①ソフトウェア業

②情報処理・提供サービス業

③デザイン業

④機械修理業

⑤機械設計業

⑥エンジニアリング業

⑦研究開発支援検査分析業

◇あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク、及びテクノフロンティア四日市新規進出企業

◇物流機能を有する保管施設

3. 対象となる地域

四日市市域全域

4. 対象となる区分

◇新 設

(1) 市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置すること。ただし、市内に現に所在する他の事業所の土地、家屋及び償却資産の譲渡による事業所の設置を除く。

(2) 市内に事業所を有する者が、現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内に設置し、又は異なる事業の設備若しくは装置を市内に設置すること。

◇増 設

(1) 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の施設等を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置すること。

(2) 市内に事業所を有する者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。

ただし、既存設備より「生産が增強される場合又は高付加価値化が推進される場合」及び「環境への負荷が軽減される場合」に限る。

※償却資産については投資の形態が所有・リースいずれの場合でも対象とする。

5. 奨励要件

◇投下固定資産額（新增設に係る投下額）の要件

| | |
|---|--|
| 製 造 業 | 投下固定資産総額が5億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| 自 然 科 学 研 究 所 | 投下固定資産総額が3億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| 重 点 分 野 に か か る 事 業 | 投下固定資産総額が2億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| ものづくりを支えるソフト事業 | 投下固定資産額が2千万円以上（中小企業者等に限り）。 |
| あがた栄工業団地、南小松工業団地、 鈴鹿山麓リサーチパーク及びテクノフロンティア四日市 新 規 進 出 企 業 | 投下固定資産総額が2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上。 |
| 物 流 機 能 を 有 す る 保 管 施 設 | 投下固定資産総額が5億円（中小企業者等にあつては3億円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上。ただし、償却資産にかかる投下額は「機械及び装置」「車両及び運搬具」「工具、器具及び備品」の合算額をいう。 |

※外国企業、外資系企業による投資については中小企業者等と同様の取扱いとなる。

◇その他の要件

- ・市税を滞納していないこと
- ・施設等に係る事業が公序良俗に反するおそれのないものであること
- ・施設等について環境保全及び防災対策にかかる適切な措置が講じられていること

6. 奨励措置の内容

◇立地奨励金の交付

- ・交付額……対象施設に係る固定資産税額・都市計画税額（中小企業は事業所税資産割を含む）の
[交付1年目] 1/2に相当する額、[交付2年目以降] 2/3に相当する額
ただし、対象税額の累計が10億円を超える部分は1/10に相当する額
(限度額は1指定につき10億円)
※重点分野にかかる事業は、交付1年目から対象税額の2/3に相当する額
※リースの場合はその固定資産評価額に対する上記の額
- ・交付期間…課税年度から3年間

7. 申請時期

新增設の工事完成後30日以内。ただし、工期が数年度にわたり、かつ工事完成年度までに一部の操業を開始するときは、当該部分の完成の日から30日以内。

8. 制度の適用期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱

(平成 15 年 8 月 12 日制定)

1. 目的

この要綱は、市内に研究開発機能の集積を強化する事業者に対し、奨励金を交付することにより、本市における産業の高度化及び新規事業分野への展開を支援し、知識集約型産業構造への転換を図ることで、地域産業の競争力強化に資することを目的とする。

2. 内容

市内の既存事業所や新規立地企業が、下記事業分野において、先進的な研究開発を進めるため、新たな研究施設・設備の新增設を行う際に、奨励金を交付する。

- 対象研究分野
- 次世代電池に係る研究開発
 - 次世代半導体に係る研究開発
 - 環境浄化分野の製品・技術の研究開発に係る事業
 - バイオテクノロジー・健康医療の研究開発に係る事業
 - 新原料への転換に対応する研究開発に係る事業
 - 航空・宇宙産業の研究開発に係る事業
 - 次世代自動車の研究開発に係る事業
 - 次世代ロボットの研究開発に係る事業
 - 既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発に係る事業
- ※マザー機能の集積等に繋がる投資については、奨励金を拡充交付します

○対象要件

| 区分 | 投資額要件 | マザー機能要件 | その他要件 |
|-----|------------------------------|--|---|
| 一般分 | 研究施設等のうち償却資産の取得価格 3 千万円以上 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していないこと ・研究施設を新增設する事業であること |
| 拡充分 | 研究施設等のうち償却資産の取得価格 1 億円以上 | 同一事業所内で研究開発から商用生産までを一貫して行い、国内における拠点事業所として、維持・発展していく具体的な事業計画があること | |

○奨励金交付額（交付額上限 3 億円）

<一般分>

| 研究施設（家屋及び償却資産）取得価格 | 奨励割合 |
|---------------------|-------|
| 2 億円以下の部分 | 1 0 % |
| 2 億円を超え 2 0 億円以下の部分 | 5 % |
| 2 0 億円を超える部分 | 1 % |

<拡充分>

| 研究施設（家屋及び償却資産）取得価格 | 奨励割合 |
|---------------------|-------|
| 2 億円以下の部分 | 1 5 % |
| 2 億円を超え 2 0 億円以下の部分 | 8 % |
| 2 0 億円を超える部分 | 2 % |

3. 申請時期

研究施設を新增設する場合は、工事着工までに申請して下さい。

4. 制度の適用期間

平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）

勤労福祉・雇用対策

国や県をはじめ、関係機関と連携しながら、文書や訪問による企業への啓発を行い、若年者・中高齢者・障害者等の就労の促進等、雇用の安定を図るとともに、企業における人権意識の啓発、勤労者の福祉向上施策の充実に努めている。

なお、四日市市立労働福祉会館及び四日市市立勤労者総合福祉センターが平成 18 年度から、四日市市勤労青少年ホームが平成 19 年度から指定管理者制度を導入しており、平成 21 年度からは、3 施設を四日市市勤労者・市民交流センターとして一体化して指定管理者により運営している。

●「四日市市勤労者・市民交流センター」

平成 21 年度から、勤労者をはじめとする市民の世代を越えた交流を促進し市民の福祉の向上を図るために、3 施設を一体化して指定管理者アクティオ株式会社（公募により、新たにアクティオ株式会社と平成 26 年度から平成 30 年度まで指定管理協定を締結）により貸館、講座等の事業、施設管理を行っている。

本館（旧「四日市市立勤労者総合福祉センター」）

勤労者の文化の向上と福祉の増進を図り、雇用の促進と職業の安定に寄与するために、平成 3 年に建設された。

- ・所在地 日永東一丁目 2 番 25 号（中央緑地内）
- ・敷地面積 2,900.61 m² ・延床面積 1,261.46 m²
- ・施設 多目的ホール（1）、会議室（1）、研修室（1）、研修会議室（1）、
教養文化室（1）、更衣・シャワー室（男女別）

東館（旧「四日市市立労働福祉会館」）

勤労者及びその他一般市民の福利増進と文化向上のために平成 3 年に建設された。各種会議室のほか、連合三重三河地域協議会及び三河地区労働者福祉協議会が事務所を置いている。

- ・所在地 日永東一丁目 2 番 25 号（中央緑地内）
- ・敷地面積 1,140.69 m² ・延床面積 1,220.00 m²
- ・施設 大会議室（1）、会議室（5）、労働団体事務室（2）

北館（旧「四日市市勤労青少年ホーム」）

勤労青少年ホームは勤労青少年福祉法に基づきおおむね 35 歳以下の勤労青少年に対して、その活動や体験を通して、健全で自主・自立性の高い有為な職業人、社会人に成育するよう支援するため、昭和 45 年に開設された。

現在は、貸館及び適応指導教室事業、子どもと若者の居場所づくり事業で専用利用されている。

- ・所在地 日永東一丁目 2 番 28 号（中央緑地内）
- ・敷地面積 1,328.48 m² ・延床面積 1,247.69 m²
- ・施設 講習室（1）、料理室（1）、和室（1）、会議室（1）、音楽室（1）、
軽運動室（1）、集会室（1）、更衣・シャワー室（男女別）
別棟陶芸室（1 プレハブ造 平屋建）
テニスコート（ハードコート 2 面 夜間照明付き）

利用状況（平成 27 年度） 利用者数 94,104 人（本館 45,866 人、東館 37,018 人、北館 11,220 人）

観光振興対策

四日市の魅力と観光情報を効果的に発信するとともに本市への集客と都市イメージの向上をめざしている。工場夜景、とんてき、四日市萬古焼、日永うちわ、かぶせ茶など四日市の生活に根ざした観光資源の磨き上げを行い、新しい発想での観光振興に取り組み、四日市市観光・シティプロモーション条例施行に向けた準備及び四日市市観光・シティプロモーション条例戦略の策定を行った。

また、直接的な集客に結びつく施策として、各種コンベンションの開催に助成支援も行っている。

その他、市民の憩いの場、レクリエーションの場として、宮妻峡ヒュッテ、伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドなどの維持管理に努めるとともに、大四日市まつりや花火大会などのイベントを開催している。

- 観光大使を選任し、本市のイベントへ参加いただくとともに、それぞれのブログ等で本市のPRに努めていただいている。また大都市圏におけるシティプロモーションイベントや、市内においては東海道をテーマにしたイベントを実施するなど、本市の魅力や観光資源の情報発信に努めている。
- 近鉄四日市駅構内の観光案内所「四十三茶屋」にて、本市の名産品である「かぶせ茶」を味わいながらゆっくりと本市の観光パンフレットなどを閲覧できる空間を創出するように努めている。また、近鉄四日市駅改札内に、本市を代表する伝統工芸品である萬古焼で制作した「こにゅうどうくん」の陶像を設置し、来訪客のお出迎えを実施。
観光案内所利用・問合せ件数 6, 893件（平成27年度実績）
- 工場の夜景を海上から観賞するクルーズツアーの認知度向上を支援し、新たな観光客の獲得に努めている。また、工場夜景ツアー実施自治体等で連携した「全国工場夜景サミット」に参加し、全国的な情報発信に努めている。
参加者数 4, 265人（平成27年度実績）
- 学会・会議・大会など、各種コンベンションの開催助成や会場の手配についての相談、資料の提供など受入れ体制を整備し、本市への集客の増大に努めている。
市内で開催された宿泊者延100名以上のコンベンション 14件（平成27年度実績）
コンベンション開催に係る宿泊者数 4, 851人（ ” ” ）
- 市民に広く親しまれるスポーツ・レクリエーション、健康増進施設として、伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドの運営補助、施設整備を行っている。
利用者数 伊坂ダムサイクルパーク 60, 477人（平成27年度実績）
四日市スポーツランド 102, 882人（ ” ” ）
- 自然景観に恵まれた鈴鹿国定公園を中心に、宮妻峡ヒュッテの運営管理、東海自然歩道の維持など、自然と調和した観光機能の保持に努めている。
利用者数 宮妻峡ヒュッテ 1, 469人（平成27年度実績）
- 夏のイベントとして「大四日市まつり」、「四日市花火大会」を開催し、多くの市民に楽しんでいただいた。
来場者数 大四日市まつり 226, 000人（平成27年度実績）
四日市花火大会 43, 000人（ ” ” ）

- 環境にやさしい自転車をコンセプトに、全国的にも珍しい完全公道のコースを使用し、小学生から高校生までのジュニア世代の日本一を決める全国規模の自転車競技大会、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル・全国ジュニア自転車競技大会」を開催。
参加者数 678人（平成27年度実績）

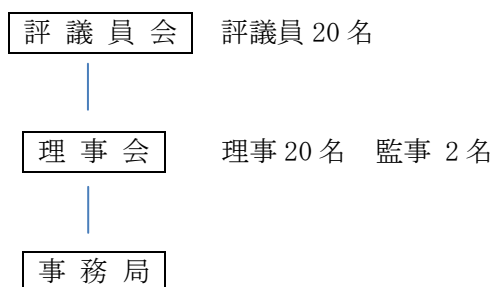
(公財) 三重北勢地域地場産業振興センター

地域産業の発展と雇用の場の確保を通じて、豊かな住民の生活を実現するためには、その基盤となる地域地場産業の振興が強く望まれている。こうした状況の中で、昭和 56 年度からスタートした国の地場産業総合振興対策に基づき、三重県や北勢地域の 4 市 13 町（当時、現在 5 市 5 町）の地方自治体、商工団体、業界団体からなる財団法人を設立し、地場産業振興の拠点として各種の振興施策を実施している。

● 組 織

- ・ 名 称 財団法人 三重北勢地域地場産業振興センター
- ・ 設 立 昭和 60 年 10 月 28 日
- ・ 基本財産 2,203 万円
- ・ 構 成 三重県、四日市市、いなべ市、桑名市、鈴鹿市、亀山市
木曾岬町（桑名郡）、東員町（員弁郡）
菰野町、朝日町、川越町（以上三重郡）
各市町の商工会議所や商工会、業界団体（組合）の 52 団体

・ 運営組織図



● 主な事業

1. 地場産業振興事業

① 地場産品 P R 事業

- ・ 展示会の開催及び出展
三重県北勢地域の地場産品フェアの開催（金山総合駅、新宿駅）
首都圏で開催されるイベントへの参加
構成地域内（市町）での物産展等への参加
他の地場産業振興センターの物産展等への参加
- ・ 1 階名品館の運営
「じばさん市」の開催
「開館記念 感謝セール」「グランドセール」の開催
他の地場産業振興センターとの地場産品交流事業
- ・ 地場産業めぐり
市民に地場産業への理解を深めてもらうため、構成地域内の地場産業に関わる施設や製造企業をバスツアーで見学

②人材養成事業

- ・産地組合が抱える課題等の解決支援となるべく、組合単位での講座「地場産業経営支援セミナー」を開催。
- ・小学校4～6年生を対象とした「夏休み小学生じばさん講座」の開催。

③情報収集提供事業

- ・各種情報図書を整備、新聞・機関誌からの情報収集
- ・インターネットによる情報提供 など

④相談指導事業

- ・地場産業界や中小企業者を対象に実施する各種相談等について、四日市商工会議所へ斡旋。

2. ビジネスインキュベータ事業

新たな事業の創出や新技術・新商品の開発に挑戦しようとする事業者や創業間もない企業を支援するため、センター3階のインキュベートルーム7室を運営。

3. 施設提供事業

会議、研修や展示会などに使用していただくため、研修室、ホールや展示場などを提供しており、平成26年度の施設利用率は65.5%であった。

● 施設概要

- ・名称 三重北勢地域地場産業振興センター（愛称：じばさん三重）
- ・竣工 昭和62年8月
- ・所在地 四日市市安島一丁目3番18号
- ・総事業費 21億円
- ・敷地面積 1,702.4㎡
- ・建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階、地下1階
延床面積 6,247.16㎡ 高さ 26.6m〔最高〕
- ・施設 1階……名品館（地場産品即売場）
2階……研修室（2）、軽食堂
3階……事務室、経営資料兼閲覧室（四日市大学地域トリニティー）、
経営相談室（四日市青色申告会）、ビジネスインキュベートルーム（7）
4階……視聴覚室、研修室（3）、開発室、研修室（三重大学四日市フロント）
5階……団体事務所（1）、研修室（2）、大研修室、情報交換室（2）
6階……ホール、展示室
7階……機械室、ホール映写室
（地下1階……駐車場や機械室）

競輪事業

四日市競輪は、昭和27年に開設以来、市の貴重な財源として168億円余を繰り出す一方、健全娯楽としての競輪のイメージアップを図るため、場内施設の改修等を含めた環境整備に努め事業を推進してきた。ところが、昭和49年を境として入場者数、売上高とも年々減少傾向を見たことから、昭和58年4月に早朝発売を開始、昭和59年12月に投票窓口の機械化、さらに昭和63年には電話投票制度を実施するなどの車券発売対策を講じてきた。しかし、平成4年以降売上高、入場者数に再び減少傾向を見たことから、平成9年1月に車番制の賭式を導入するとともに、また平成12年度には全投票所で前売車券が購入できるように、さらに平成15年1月には新賭式投票システムを導入し車券売上の拡大に努めた。これと並行して施設整備を行ってきたが、特に平成14年にはナイター照明施設を整備し中部地区で初のナイター競輪を2節開催、平成15年度からは冬期を除くナイター競輪を本格的に実施した。

しかしながら、競輪事業が平成11年度から恒常的に赤字となっていたことから、平成18年には事業の存続について審議する「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」が設置され答申が出された。また市議会からの報告書を受け「3年以内の黒字化及び運営費に公費を投入しないこと」を前提に存続を決定した。経営状況については、毎年度、第三者機関である検証委員会によって、確認される。

活性化策としては、平成19年度から冬期も含めた通年のナイター競輪を実施し、平成20年度と平成24年度には特別競輪「サマーナイトフェスティバル(GII)」を開催した。また、平成20年7月に重勝式勝者投票法の新賭式を導入するとともに、平成24年度に電話投票ではスマートフォンに対応した予想情報満載のインターネット放映を実施した。

経費削減策については、平成19年度から包括的外部委託の導入等経営努力を行っている。

施設整備事業としては、平成27年度にメインスタンドの耐震補強工事、2階特別観覧席改修工事、吊天井崩落対策工事に着手した。

● 施設概要

- ・登録年月日 昭和27年1月21日
- ・敷地面積 68,860.02㎡
- ・競走路 1周 400m 幅員 ホームストレッチ 13.29m
バックストレッチ 11.50m
- ・収容人員 25,000人
- ・駐車場 面積 48,335㎡
収容台数 2,762台

● 窓 口

| 区 分 | 投票所 | 払戻所 | 入場券売場 |
|-----|-----|-----|-------|
| 設置数 | 7 | 7 | 2 |
| 窓口数 | 90 | 16 | 9 |

● 本場開催売上実績等

| 年度 | 開催 日数 | 売 上 金 額 | | | 入 場 人 員 | | | 一般会計 繰出金 (千円) |
|----|----------|---|-----------------------------------|----------------|---------|-------|----------------|---------------------|
| | | 年間 (千円) | 1日平均 (千円) | 対前年度比 (年 間) | 年 間 | 1日平均 | 対前年度比 (年 間) | |
| 19 | 64 | 15,862,465 〔8,076,752〕 〔7,785,713〕 | 247,851 〔126,199〕 〔121,652〕 | 107.2 | 88,704 | 1,386 | 75.5 | 0 |
| 20 | 60 | 21,477,096 〔9,363,892〕 〔12,113,205〕 | 357,952 〔156,065〕 〔201,887〕 | 135.4 | 82,616 | 1,377 | 93.1 | 0 |
| 21 | 58 | 15,712,177 〔7,537,974〕 〔8,174,202〕 | 270,900 〔129,965〕 〔140,935〕 | 73.2 | 66,077 | 1,139 | 80.0 | 100,000 |
| 22 | 52 | 14,678,509 〔6,655,054〕 〔8,023,456〕 | 282,279 〔127,982〕 〔154,297〕 | 93.4 | 52,405 | 1,008 | 79.3 | 500,000 |
| 23 | 58 | 15,262,395 〔7,271,274〕 〔7,991,121〕 | 263,145 〔125,367〕 〔137,778〕 | 104.0 | 50,757 | 875 | 96.9 | 100,000 |
| 24 | 60 | 18,322,033 〔7,505,347〕 〔10,816,686〕 | 305,367 〔125,089〕 〔180,278〕 | 120.0 | 46,820 | 780 | 92.2 | 100,000 |
| 25 | 55 | 15,497,712 〔6,265,024〕 〔9,232,688〕 | 281,777 〔113,910〕 〔167,867〕 | 84.6 | 40,165 | 730 | 85.8 | 100,000 |
| 26 | 52 | 16,465,133 〔6,150,456〕 〔10,314,677〕 | 316,637 〔118,278〕 〔198,359〕 | 106.2 | 35,034 | 674 | 87.2 | 100,000 |
| 27 | 49 | 16,174,069 〔5,643,359〕 〔10,530,710〕 | 330,083 〔115,171〕 〔214,912〕 | 98.2 | 31,689 | 647 | 90.5 | 150,000 |

※イ 売上金額の〔 〕は、上段が本場、電話投票、重勝式分、下段が臨時場外分。20年度から重勝式分を含む。

ロ 20年度、24年度は、サマーナイトフェスティバル(GⅡ)を開催。

ハ 22年度は、東日本大震災の影響により2節6日開催中止。

● 場外開催売上実績等

| 年度 | 開催 日数 | 売 上 金 額 | | | 入 場 人 員 | | |
|----|----------|------------|--------------|----------------|---------|-------|----------------|
| | | 年間 (千円) | 1日平均 (千円) | 対前年度比 (年 間) | 年 間 | 1日平均 | 対前年度比 (年 間) |
| 26 | 239 | 3,930,152 | 16,444 | 103.6 | 252,396 | 1,056 | 107.9 |
| 27 | 251 | 3,874,659 | 15,437 | 98.6 | 249,740 | 995 | 98.9 |

農林水産業の概要

本市の農業は、市域の約6割を占める農業振興地域において、米を主体に転作作物としての小麦・大豆、古い伝統と立地条件に恵まれた茶、指定産地のハクサイ、バレイショの他、キャベツ、ダイコン、カブを中心とした露地野菜、施設を利用した花き・メロン・トマト・イチゴや、ネギ等の軟弱野菜が生産されるなど、都市近郊の特性を生かした農業が営まれている。

経営内容としては、農家戸数のうち約9割が兼業農家であり、1戸あたりの経営面積も78アールと小規模であることから、典型的な都市部の経営様態となっている。

また、我が国は超高齢社会を迎え、国内農業を取り巻く状況も大変厳しく、担い手不足や遊休農地の増加、農産物価格の低迷など、多くの課題が山積している。加えて、現在行われているTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉や農協改革など、日本の農業、農政にとって大きな転換期を迎えようとしている。

このような中、消費者に新鮮で安全・安心な農産物を安定的に供給するため、経営の大規模化や農産物のブランド化・6次産業化などの高付加価値化を図り、持続可能な経営体を育成するための施策を、農業者と関係機関が連携して積極的に展開する必要がある。

そのため、遊休農地対策として、荒廃農地状況調査により現状把握を行うとともに、農地復元に対する補助金を継続し、その解消に努める。加えて、「農地中間管理事業」や「農地バンク制度」を活用して、担い手農家への農地の集積に取り組んでいく。

また、新規就農者や農業参入する企業の初期投資を支援し、新たな担い手を育成・確保するとともに、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が行う機械・施設整備等を支援し、経営の安定化を図ること、活力ある農業の実現を目指していく。

さらに、本市の特産品であるお茶を始め、野菜、果樹、園芸作物、畜産物などの地産地消を推進する一方、有害鳥獣対策を強化し、野生鳥獣による農業被害の軽減を目指す。

一方、経営所得安定対策や多面的機能支払制度などの国の政策についても、大きな転換期を迎えていることから、情報を収集しつつ、引き続き農業者や地域団体・関係機関との緊密な連携により、事業の円滑な実施を図る。

畜産業については、経営の合理化によりコストの低減を図るとともに、高品質な畜産物の生産拡大、畜産環境対策、衛生防疫対策を重点的に進めている。また、食肉卸売市場における流通の活性化を図り、市場機能を一層強化するとともに、安全・安心な食肉の安定供給を目指して食肉センター機能の維持向上に努めている。

水産振興については、老朽化が進む漁港施設などの整備や水産資源の確保に向けた取り組みを継続し、漁業環境の改善に取り組んでいく。

- 農業振興対策
 - ・優良農地保全事業(優良農地復元化対策の実施、農地中間管理事業の推進)
 - ・地産地消推進事業(地産地消・食育の推進、学校給食における地元食材の利用拡大の推進)
 - ・担い手農家育成支援事業(農業後継者・新規就農者の育成・支援)
 - ・農地の流動化の促進
 - ・経営所得安定対策の実施
 - ・集落営農組織の育成
 - ・農産物の生産振興事業の実施
 - ・有害鳥獣対策
 - ・農業者金融対策
- 農業生産基盤整備対策
 - ・土地改良事業(ほ場・農道・取水施設等の整備)の実施
 - ・かんがい排水事業(樋管等の整備)の実施
 - ・多面的機能支払交付金事業の推進
- 畜産業振興対策
 - ・畜産環境対策、家畜防疫衛生対策、乳牛育成対策の実施
- 水産業振興対策
 - ・水産物供給基盤整備対策、栽培漁業の振興対策

● 耕地面積（農林業センサス）

（単位：アール）

| 年次 | 耕地面積 | 田 | 畑 | 樹園地 | 一戸当たり 経営面積 | 市域 | 耕地面積 比率 (%) |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------------|-----------|----------------|
| 昭 60 | 446,438 | 324,000 | 50,214 | 72,224 | 62 | 1,969,400 | 23 |
| 平 2 | 427,581 | 308,666 | 46,154 | 72,761 | 68 | 1,973,300 | 22 |
| 7 | 400,683 | 286,560 | 44,287 | 69,836 | 71 | 1,973,600 | 20 |
| 12(四日市) | 377,176 | 263,838 | 42,286 | 71,052 | 73 | 1,973,700 | 19 |
| 12(楠町) | 17,486 | 16,306 | 1,158 | 22 | 77 | 77,600 | 23 |
| 17 | 337,257 | 232,232 | 41,246 | 63,779 | 67 | 2,051,600 | 16 |
| 22 | 337,536 | 237,255 | 34,218 | 66,063 | 78 | 2,055,300 | 16 |

● 農家戸数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

| 年次 | 総農家数 | 専業農家 | 兼業農家 | 兼業農家内訳 | |
|---------|-------|------|-------|--------|-------|
| | | | | 第1種 | 第2種 |
| 昭 60 | 7,146 | 438 | 6,708 | 649 | 6,059 |
| 平 2 | 6,276 | 384 | 5,892 | 292 | 5,600 |
| 7 | 5,666 | 439 | 5,227 | 302 | 4,925 |
| 12(四日市) | 5,154 | 307 | 4,847 | 263 | 4,584 |
| 12(楠町) | 228 | 16 | 212 | 12 | 200 |
| 17 | 4,855 | 388 | 4,467 | 332 | 4,135 |
| 22 | 4,329 | 502 | 3,827 | 198 | 3,629 |

● 認定農業者

農家数が減少し、担い手の高齢化、後継者不足が進む中、経営規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、加工・販売等経営の多角化など農業経営の改善を図る計画を農業者自らが立案し市町村が認定する「認定農業者」制度を実施している。

認定農業者には重点的に国の支援策が受けられるメリットがある。

| 年度 | 平 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認定農業者数 | 211 経営体 | 205 経営体 | 214 経営体 | 216 経営体 | 228 経営体 |
| うち法人数 | 18 | 19 | 21 | 23 | 25 |

● 主要農産物の生産（平成 26 年産）

（東海農林水産統計）

| 区分 | 水稻 | 麦類 | 大豆 |
|-----------|-------|-------|-----|
| 作付面積 (ha) | 1,700 | 397 | 264 |
| 収穫量 (t) | 8,220 | 1,220 | 256 |

● 転作の実施状況

1. 転作実施の年度別推移

| 区分 | 平 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水稻目標面積 (ha) | 1,838.0 | 1,842.0 | 1,814.0 | 1,814.0 | 1,785.0 |
| 水稻作付面積 (ha) | 1,776.1 | 1,733.9 | 1,745.9 | 1,727.0 | 1,697.0 |
| 作付面積／目標面積 (%) | 96.6 | 94.1 | 96.3 | 95.2 | 95.1 |

2. 作物別実施状況

(単位：ha)

| 作物 | 平 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大豆 | 207.4 | 214.2 | 239.7 | 267.1 | 272.0 | 274.8 | 271.7 |
| 飼料作物 | 13.8 | 14.9 | 12.6 | 10.1 | 9.2 | 9.1 | 9.4 |
| 麦 | 373.8 | 374.1 | 379.5 | 421.2 | 400.9 | 394.2 | 397.5 |
| 野菜 | 5.2 | 3.8 | 126.1 | 124.0 | 125.7 | 126.3 | 119.8 |
| その他 | 666.2 | 637.0 | 513.9 | 464.7 | 442.3 | 450.7 | 472.3 |
| 合計 | 1,266.4 | 1,244.0 | 1,271.8 | 1,287.1 | 1,250.1 | 1,255.1 | 1,270.7 |

※大豆には、二毛作（麦跡に作付け）分を含む ※平成20～21年度の野菜はトマトのみ

● 土地改良事業の実施状況

(平成26年度)

| 区分 | 事業名 | 概要 | 事業費 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 土地改良事業 | 市単独土地改良事業 | 赤水町 外 49件 | 55,254 千円 |
| | 農業基盤整備促進事業 | 生桑町、大字東阿倉川 | 6,780 |
| | かんがい排水事業 | 楠町小倉 外 1件 | 32,443 |
| | 原材料支給 | 水沢町 外 10件 | 1,256 |
| | 計 | | 95,733 |

● 農地移動ならびに転用状況

(単位：10アール)

| 年度 | 農地法第3条 (権利移動) | | | | 農地法第4条 (転用) | | | | 農地法第5条 (転用のための権利移動) | | | | 農地法第18条 (賃貸借の解約) | | | | 非農地 証明 | |
|------|------------------|-----|-----|-----|----------------|----|----|----|------------------------|-----|-----|-----|---------------------|-----|----|-----|-----------|----|
| | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 面積 |
| 平 17 | 144 | 237 | 115 | 352 | 119 | 56 | 20 | 76 | 364 | 147 | 77 | 224 | 27 | 45 | 7 | 52 | 30 | 13 |
| 18 | 111 | 119 | 66 | 185 | 121 | 62 | 21 | 83 | 350 | 186 | 86 | 272 | 45 | 103 | 29 | 132 | 21 | 8 |
| 19 | 76 | 86 | 25 | 111 | 125 | 75 | 11 | 86 | 359 | 147 | 68 | 215 | 25 | 33 | 10 | 43 | 50 | 19 |
| 20 | 121 | 132 | 108 | 240 | 116 | 54 | 16 | 70 | 387 | 260 | 93 | 353 | 35 | 54 | 5 | 59 | 23 | 14 |
| 21 | 95 | 102 | 44 | 146 | 99 | 41 | 13 | 54 | 288 | 165 | 78 | 243 | 34 | 61 | 12 | 73 | 19 | 6 |
| 22 | 104 | 102 | 49 | 151 | 103 | 46 | 14 | 60 | 350 | 107 | 110 | 217 | 41 | 47 | 46 | 93 | 19 | 6 |
| 23 | 123 | 170 | 75 | 245 | 107 | 25 | 39 | 64 | 328 | 85 | 67 | 152 | 52 | 181 | 10 | 191 | 23 | 17 |
| 24 | 96 | 81 | 128 | 209 | 91 | 25 | 43 | 68 | 395 | 105 | 103 | 208 | 23 | 35 | 3 | 38 | 57 | 25 |
| 25 | 83 | 96 | 82 | 178 | 119 | 24 | 47 | 71 | 362 | 75 | 180 | 255 | 28 | 29 | 26 | 55 | 35 | 13 |
| 26 | 82 | 79 | 71 | 150 | 103 | 23 | 41 | 64 | 333 | 49 | 153 | 202 | 37 | 43 | 20 | 63 | 30 | 17 |

● 利用権設定等促進事業（新規分）

(単位：10アール)

| 年度 | 利用権設定 | | | | 所有権移転 | | | | 計 | | | |
|------|-------|-----|-----|-----|-------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 |
| 平 17 | 249 | 228 | 61 | 289 | 20 | 1 | 31 | 32 | 269 | 229 | 90 | 319 |
| 18 | 478 | 551 | 46 | 597 | 14 | 4 | 16 | 20 | 492 | 555 | 62 | 617 |
| 19 | 523 | 415 | 90 | 505 | 9 | - | 11 | 11 | 532 | 415 | 101 | 516 |
| 20 | 427 | 394 | 110 | 504 | 10 | 5 | 17 | 22 | 437 | 399 | 127 | 526 |
| 21 | 505 | 376 | 76 | 452 | 8 | 1 | 14 | 15 | 513 | 377 | 90 | 467 |
| 22 | 526 | 366 | 102 | 468 | 7 | 14 | 14 | 28 | 533 | 380 | 116 | 496 |
| 23 | 551 | 435 | 70 | 505 | 12 | 4 | 14 | 18 | 563 | 439 | 84 | 523 |
| 24 | 717 | 784 | 84 | 867 | 35 | 13 | 13 | 26 | 752 | 797 | 97 | 893 |
| 25 | 230 | 415 | 132 | 547 | 10 | 11 | 4 | 15 | 240 | 426 | 136 | 562 |
| 26 | 266 | 469 | 108 | 577 | 14 | 20 | 15 | 35 | 280 | 489 | 123 | 612 |

● 目的別農地転用状況

(単位：アール)

| 区 分 | 平 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住 宅 用 地 | 1,546 | 1,686 | 1,120 | 1,112 | 1,224 | 1,423 | 1,811 | 1,042 |
| 社 宅 用 地 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 工 場 用 地 | 27 | 419 | 70 | 615 | 17 | 52 | 5 | 7 |
| 農 業 用 施 設 | 31 | 3 | 30 | 26 | 23 | 65 | 53 | 3 |
| 店 舗 事 務 所 | 400 | 397 | 190 | 139 | 197 | 102 | 100 | 71 |
| 学 校 用 地 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 発 電 所 施 設 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 道 路 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| そ の 他 | 1,063 | 1,712 | 1,538 | 789 | 664 | 1,065 | 1,295 | 1,522 |
| 植 林 | 74 | 19 | 30 | 92 | 29 | 51 | 6 | 24 |
| 合 計 | 3,141 | 4,236 | 2,978 | 2,773 | 2,154 | 2,758 | 3,270 | 2,669 |

● 市民菜園

特定農地貸付制度により農家個人や法人、NPOも市民菜園の開設が可能となり、市では開設や農園の整備に対し経費の一部補助を行っている。農地の遊休化を防止し、その多面的機能を維持するとともに、一般市民の農業への参画を促す機会として捕らえ、農家や市民による市民菜園の開設を積極的に推進している。

1. 特定農地貸付事業による市民菜園の開設状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

| 設置場所 | 開設者 | 面積 (㎡) | 区画数 |
|--------|--------|----------------|-----|
| 水沢野田町 | 農地所有者 | 2,950 うち 1,782 | 45 |
| 下海老町 | NPO法人 | 4,882 | 47 |
| 下海老町 | NPO法人 | 4,931 | 44 |
| 高浜町 | 農地所有者 | 899 | 31 |
| 山田町 | 農家グループ | 7,573 | 22 |
| 貝家町 | 農地所有者 | 919 | 8 |
| 日永西三丁目 | NPO法人 | 1,179 | 42 |
| 石塚町 | NPO法人 | 436 | 20 |
| 笹川七丁目 | 住民有志 | 426 | 10 |
| 大字茂福 | NPO法人 | 500 | 14 |
| 垂坂町 | NPO法人 | 631 | 16 |
| 垂坂町 | 住民有志 | 450 | 8 |

2. 市開設による市民菜園の設置状況

(1区画=15㎡)

| 場 所 | 智積町北 | 智積町B | 札幌町東 | 札幌町西 | (生桑町) 三重地区 | 川島町 | あがたが丘 | 波木が丘町 | (白川島町) 山 | (羽津地区) 別名 | 美里が丘 | あかつき台 | 小杉新町 | 東坂部町 | 波木町 | 計 |
|-----|------|------|------|------|---------------|-----|-------|-------|-------------|--------------|------|-------|------|------|-----|-----|
| 区画数 | 36 | 12 | 35 | 28 | 51 | 43 | 56 | 31 | 21 | 28 | 22 | 44 | 33 | 61 | 40 | 541 |

● 企業参入

平成 21 年 12 月の法改正により一般企業も一定の条件付で農地の貸借が可能となった。市では農地の遊休化を防止し有効活用を行うため、企業も担い手の一員と位置付け、参入時の経費助成を行うなど積極的に推進している。

・企業による参入状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

| 業種 | 農業開始時期 | 参入地 | 面積 (㎡) | 生產品目 |
|----------|----------|---------|---------|-------------|
| 食品製造業 | 平 18. 11 | 貝家町、山田町 | 6, 552 | ゴマ |
| 建設業 | 21. 7 | 貝家町 | 7, 613 | サツマイモ、ソバ等 |
| | 21. 12 | 川島町 | 6, 795 | ソバ、ナタネ等 |
| | 23. 12 | 八王子町 | 1, 857 | 果樹 |
| | 23. 12 | 川島町 | 2, 715 | ソバ、ナタネ等 |
| | 25. 6 | 川島町 | 17, 976 | キャベツ、ニンニク等 |
| 福祉サービス業 | 22. 2 | 智積町 | 2, 522 | 菌床シイタケ、イチゴ等 |
| | 25. 12 | 智積町 | 1, 402 | 菌床シイタケ、イチゴ等 |
| | 25. 12 | 智積町 | 2, 116 | 菌床シイタケ、イチゴ等 |
| 卸売業（陸運業） | 23. 6 | 平尾町 | 8, 129 | 露地野菜 |
| | 25. 7 | 平尾町 | 1, 924 | 露地野菜 |
| 食品原料製造業 | 24. 11 | 貝家町 | 3, 003 | 施設野菜（ミニトマト） |
| 人材派遣業 | 25. 4 | 上海老町 | 4, 562 | 施設野菜 |
| 化学薬品メーカー | 25. 12 | 東坂部町 | 2, 889 | 果樹 |

● 家畜飼養頭羽数推移

（北勢家畜保健衛生所調べ）

| 年度 | 乳用牛 (頭) | 肉用牛 (頭) | 豚 (頭) | 採 卵 | 鶏 (羽) | ブロイラー (羽) |
|-------|------------|------------|----------|----------|----------|--------------|
| | | | | | うち6ヶ月以上 | |
| 平成 17 | 330 | 2, 490 | 6, 400 | 160, 000 | 134, 000 | 74, 000 |
| 18 | 320 | 2, 570 | 6, 300 | 190, 000 | 170, 000 | 101, 000 |
| 19 | 320 | 2, 450 | 6, 650 | 198, 000 | 178, 000 | 75, 000 |
| 20 | 287 | 2, 904 | 7, 487 | 166, 000 | 146, 000 | 127, 570 |
| 21 | 287 | 2, 904 | 8, 395 | 166, 000 | 146, 000 | 127, 570 |
| 22 | 206 | 2, 602 | 6, 145 | 155, 000 | 114, 000 | 111, 550 |
| 23 | 189 | 2, 505 | 6, 191 | 179, 404 | 115, 664 | 199, 000 |
| 24 | 208 | 2, 756 | 7, 514 | 154, 990 | 115, 640 | 175, 000 |
| 25 | 195 | 2, 634 | 7, 400 | 154, 807 | 115, 457 | 207, 000 |
| 26 | 71 | 2, 542 | 7, 706 | 157, 666 | 113, 312 | 178, 013 |

● 漁港・支所別組合員数及び漁船隻数(四日市市漁協) (平成 26 年)

| 名称 | 組合員数 (人) | 漁 船 隻 数 (隻) | | | |
|---------|-------------|-------------|---------|----------|----|
| | | 5 トン未満 | 5~10 トン | 10~20 トン | 合計 |
| 富洲原支所 | 4 | 6 | 1 | 0 | 7 |
| 富田支所 | 5 | 4 | 3 | 0 | 7 |
| 四日市支所 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 磯津漁港・本所 | 65 | 21 | 10 | 22 | 53 |
| 楠漁港 | 9 | 24 | 1 | 0 | 25 |
| 合 計 | 83 | 55 | 15 | 22 | 92 |

* 四日市支所は、H23. 3 月に閉鎖。

* 楠町漁協は、H24. 6 月に解散し、組合員は四日市市漁協に加入。

● 漁港・支所別漁獲高(四日市市漁協) (平成 25 年)

| 名称 | 船びき網 | | 底引き網他 | | 合 計 | |
|---------|---------|---------|-------|--------|---------|---------|
| | 数量(t) | 金額(千円) | 数量(t) | 金額(千円) | 数量(t) | 金額(千円) |
| 富洲原支所 | 0 | 0 | 2.0 | 2,229 | 2.0 | 2,229 |
| 富田支所 | 6.0 | 2,060 | 0.3 | 122 | 6.3 | 2,182 |
| 四日市支所 | — | — | — | — | — | — |
| 磯津漁港・本所 | 3,592.3 | 212,677 | 15.3 | 14,276 | 3,607.6 | 226,953 |
| 楠漁港 | 0 | 0 | 1.6 | 2,831 | 1.6 | 2,831 |
| 合 計 | 3,598.3 | 214,737 | 19.2 | 19,458 | 3,617.5 | 234,195 |

● 漁港・支所別漁獲高の推移 (単位：千円)

| 名称 | 平 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 富洲原支所 | 11,288 | 9,097 | 9,286 | 8,965 | 5,881 | 2,229 |
| 富田支所 | 5,869 | 4,078 | 5,313 | 4,853 | 4,378 | 2,182 |
| 四日市支所 | 8,639 | 3,799 | — | — | — | — |
| 磯津漁港・本所 | 402,236 | 230,408 | 320,584 | 203,918 | 206,225 | 226,953 |
| 楠漁港 | 157,000 | 89,956 | 126,143 | 70,000 | 88,533 | 2,831 |
| 合 計 | 585,032 | 337,338 | 461,326 | 287,736 | 305,017 | 234,195 |

● 種苗放流実績

| 種 類 | 平 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| (親)抱卵ガザミ(匹) | 2,513 | 1,216 | 2,704 | 2,152 | 2,972 | — | — |
| 稚ガザミ(匹) | 12 万 | 12 万 | 30 万 | 6.9 万 | 4.2 万 | 10.38 万 | 13.48 万 |
| ヨシエビ(匹) | 72 万 | 60.9 万 | 51.9 万 | 28.7 万 | 37.4 万 | 49.7 万 | 55.14 万 |
| ヒラメ(匹) | 4,000 | — | — | 12,800 | — | — | — |
| クロダイ(匹) | 10,000 | 12,500 | 12,000 | — | — | — | — |

農業センター

昭和32年6月に赤水町の市有地の山林1.7ヘクタールを開墾し、施設を整備して業務を開始した。各種園芸作物の栽培、調査並びにバイオテクノロジーを応用した優良種苗の生産と供給を行っている。

また、新規就農を志す人に技術支援を行うとともに、市民への園芸に関する知識と技術の普及、指導を行いながら市民に開かれた施設を目指している。

● 施設概要

- ・所在地 赤水町 971-1
- ・面積 総面積 2.5 ヘクタール
- ・施設 温室・ビニールハウス 18アール、野菜園 20アール、花き園 3アール、果樹園 38アール、樹木花木園 77アール、ふれあい芝生広場 17アール、研修センター・バイオ棟・土壌分析室、その他 76アール

● 事業概要（平成26年度実績）

・主要事業

- 新規就農希望者への技術研修
- 野菜・花き・バイオに関する調査
- 市民への園芸情報の提供

・講習会等

- 新規就農研修受講者 露地畑 1人、ビニールハウス 1人
- 市民園芸講座 7回 245人
- 果樹実習コース（通年） 16人
- 野菜実習コース（通年） 20人
- 市内各地園芸講座 6回 111人
- 農業園芸相談 303件
- 研修センター利用者 1,010人



茶業振興センター

本市特産の茶の振興拠点施設として平成2年度に研修茶工場、平成3～4年に研修棟が建設された。特産物である茶の製茶技術の向上を図るとともに、茶業従事者の研修、交流の場として活用されている。また、市民に地元茶業を紹介するための場として開放されている。

平成19年4月から、水沢茶農業協同組合〔現：三重茶農業協同組合（平成27年2月、亀山茶農業協同組合と合併し名称変更）〕が指定管理者として施設の管理を行っている。

● 施設の概要

- ・所在地 水沢町字西野 268-3
- ・敷地面積 3,353 m²
 - 研修棟 1棟 349.82 m²
 - 研修茶工場 1棟 246.68 m² 35K1ライン

● 利用実績（平成26年度）

- ・参観者数 4,466人
- ・研修棟
 - 研修室利用件数 30件 556人
 - 茶成分分析 1,359件
- ・研修茶工場
 - 品評会 19回 644.5kg
 - 研修茶 32回 1,114.6kg
 - その他 2回 38.2kg
 - 計 53回 1,797.3kg



ふれあい牧場

昭和 39 年水沢町に優良乳牛の育成を目的として開設した。周辺の豊かな自然環境とともに、乳牛にふれあい、市民にも親しまれる施設として再整備を行い、平成 9 年 4 月に「ふれあい牧場」としてリニューアルしている。

平成 19 年 4 月から指定管理制度を導入し、平成 22 年 4 月からは有限会社四日市酪農が指定管理者として施設の管理を行い、イベント等を開催し、市民と酪農業の接点となっている。

● 施設の概要

- ・所在地 水沢町 1538
- ・面積 総面積 5.0ha（飼料畑 1.1ha、放牧地 2.5ha、建物その他 1.4ha）
- ・施設 畜舎 1 棟 830 m²（120 頭規模）、小動物コーナー 2 棟 34 m²、展望広場 1,400 m²、芝生広場 1,600 m²、ふれあい広場 900 m²、駐車場 1,499 m²（58 台）、管理棟 207 m²

● 利用実績（平成 26 年度）

- ・年間来場者数 64,679 人
- ふれあい牧場まつり 6,500 人
- 授乳・搾乳体験 6,254 人
- バター作り体験 568 人



四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場

当施設は、昭和33年10月に、と畜場を併設した食肉市場として国内3番目に開場し、施設の老朽狭小と食肉需要の増大に対応するため昭和53～56年度に全面改築した。その後、市場機能強化や衛生管理の充実を図るための施設改良整備等を随時実施している。

当施設の開設者は四日市市であり、と畜解体業務や市場卸売業務他の施設での一連の業務は株式会社三重県四日市畜産公社（以下、公社）が行っている。

また、消費者の方々に、安全で安心な食肉を供給するために、市保健所食品衛生検査所の指導のもと、公社他関係者と連携をとりながら、食肉及び施設の衛生管理の徹底を図っている。

● 施設概要

| | | | |
|--------|--------------------------|--------|--------------------------|
| 所在地 | 四日市市新正四丁目19-3 | | |
| 敷地面積 | 10,759.06 m ² | 冷蔵保管能力 | 枝肉：牛125頭、豚1,172頭 部分肉：10t |
| と畜解体能力 | 牛：50頭/日 | 冷凍保管能力 | 部分肉：50kg |
| | 豚：350頭/日 | 汚水処理能力 | 600t/日（活性汚泥方式） |
| 建築床面積 | 7,690.50 m ² | | |

● 卸売業者（荷受機関）

| | | | |
|-----------------|---------------------------------|-----|-----|
| 株式会社 三重県四日市畜産公社 | | | |
| 資本金 | 1億円 | | |
| 出資構成 | 三重県、四日市市、生産者団体・家畜商、食肉業界で25%ずつ出資 | | |
| 取扱品目 | 牛、豚 | 買受人 | 70名 |

● 事業実績

単位：頭、金額＝百万円

| | と畜頭数 | | | 市場取引頭数及び金額 | | | | | | |
|------|-------|--------|-----|------------|-------|--------|-------|-----|----|-------|
| | 牛 | 豚 | その他 | 牛 | | 豚 | | その他 | | 金額合計 |
| | | | | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | |
| H.10 | 4,354 | 70,665 | 3 | 1,786 | 1,221 | 69,421 | 2,120 | | | 3,452 |
| 15 | 4,095 | 70,215 | 1 | 1,526 | 1,057 | 68,535 | 2,050 | | | 3,107 |
| 20 | 5,099 | 79,179 | 6 | 905 | 515 | 76,854 | 2,713 | | | 3,228 |
| 21 | 5,619 | 82,860 | 9 | 1,273 | 703 | 82,003 | 2,565 | | | 3,268 |
| 22 | 5,982 | 84,219 | 3 | 1,657 | 876 | 84,140 | 2,854 | | | 3,729 |
| 23 | 5,103 | 83,625 | 19 | 1,239 | 659 | 83,452 | 2,871 | | | 3,530 |
| 24 | 5,275 | 83,897 | 9 | 1,377 | 702 | 83,761 | 2,723 | | | 3,425 |
| 25 | 5,340 | 89,005 | 8 | 1,397 | 868 | 89,143 | 3,287 | | | 4,155 |
| 26 | 5,199 | 83,784 | 10 | 1,481 | 921 | 83,433 | 3,599 | | | 4,521 |
| 27 | 4,775 | 86,864 | 5 | 1,300 | 1,083 | 86,762 | 3,499 | | | 4,582 |

三泗鈴亀農業共済事務組合

農業共済事業は、農業災害補償法に基づき、国と農家が掛金を出し合い、災害を受けた農家に共済金を支払って、その損害を補償し、農業経営の安定と農業生産力の発展を図ることを目的としている。

農業共済事業の運営基盤の強化を図るため、平成12年4月1日に三泗農業共済事務組合（四日市市、三重郡菰野町、楠町、朝日町、川越町）と鈴亀農業共済事務組合（鈴鹿市、亀山市、鈴鹿郡関町）が合併し、三泗鈴亀地区3市5町により一部事務組合を設立して事業を開始した。

水稲の損害防止事業として、管内60地区の推進協議会に委託し、病害虫の共同防除等に取り組み、水稲共済被害の低減に努めている。

● 事業組合の概要

- ・所在地 四日市市桜町 3690 番地 4
- ・事務組合の区域 四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町
- ・共済事業の範囲 農作物共済
家畜共済
果樹（うんしゅうみかん）共済
畑作物（大豆）共済
園芸施設共済

● 事業実績（平成26年度実績）

| 共 済 目 的 | | 引 受 状 況 | | | 被 害 状 況 | | | |
|---------|------------|------------|-----------|--------------|------------|-----------|------------|---------------|
| | | 戸 数 (戸) | 内 容 | 共済金額 (千円) | 戸 数 (戸) | 内 容 | 被害率 (%) | 共 済 金 (千円) |
| 水 稲 | | 6,308 | 548,488 a | 3,724,265 | 325 | 110,644kg | 0.59 | 21,926 |
| 麦 | 27年産（一筆） | 59 | 43,893 a | 29,668 | | | | |
| | 27年産（災害収入） | 127 | 125,939 a | 205,440 | | | | |
| | 26年産（一筆） | 86 | 46,998 a | 95,829 | 22 | 23,554kg | 3.08 | 2,948 |
| | 26年産（災害収入） | 121 | 112,365 a | 287,600 | 9 | 1,025 千円 | 0.36 | 1,025 |
| 果 樹 | 27 年 産 | 0 | 0 a | 0 | | | | |
| | 26 年 産 | 3 | 70 a | 1,260 | 0 | 0 a | 0.00 | 0 |
| 畑作物（大豆） | 26年産（一筆） | 28 | 11,980 a | 36,798 | 8 | 3,494kg | 2.94 | 1,083 |
| | 26年産（全相殺） | 82 | 73,740 a | 218,754 | | | | |
| | 25年産（全相殺） | 77 | 66,093 a | 212,003 | 71 | 258,785kg | 36.28 | 76,922 |
| 園 芸 施 設 | | 207 | 375 棟 | 544,393 | 22 | 31 棟 | 0.18 | 981 |

| | | | | | | | |
|--------|-------------|----|---------|-----------|--------|-----------|---------|
| 家 畜 | 乳 牛 | 14 | 1,188 頭 | 130,771 | 死廢 (頭) | 病傷 (件) | 共濟金(千円) |
| | | | | | 118 | 558 | 24,104 |
| | 肉 用 牛 | 18 | 4,716 頭 | 1,209,635 | 124 | 752 | 37,024 |